

【Q&A】自治体から寄せられた質問への回答

第1部関係（こども家庭センター、サポートプラン、地域子育て相談機関）

No.	Q	A
①こども家庭センターについて		
1	安心こども基金管理運営要領の別添30「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」において、統括支援員への補助には「児童人口1万人以上を管轄する一体的相談支援機関等」という要件があるが、今後緩和される見込みはあるか。また令和6年度以降はどうなるか。	現行の要領ではご指摘の要件があるところ、多くの自治体から緩和の要望をいただいていること等も踏まえつつ、今後、こども家庭センターの円滑な施行に向け、必要な財政支援等の検討を行っていく。
2	安心こども基金管理運営要領の別添30「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」の2（1）の事業について、正規職員を配置した場合も対象となるか	配置する職員について、正規、非正規など雇用形態に関する要件は設けてない。なお、正規職員に対して補助金を活用する際は、交付税措置されている職員に二重で補助が出ないように自治体において適切に管理していただきたい。
3	安心こども基金管理運営要領の別添30「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」の2（1）の事業について、補助を受けるにあたり、統括支援員への人事発令は必須か。	必ずしも人事発令を行う必要はないが、母子保健・児童福祉双方の業務について一体的に事務を実施する観点から、要領においては、人事発令を行うことが望ましいとしているところ。
4	令和6年度以降、子ども家庭総合支援拠点はなくなるのか。	子ども家庭総合支援拠点については、令和6年4月以降、法律上はなくなるが、機能としては引き続きこども家庭センターが担うこととなる。
5	こども家庭センターの設置目標は定めるのか。	設置目標等は今後検討する。
6	子ども家庭総合支援拠点をまだ設置していないが、こども家庭センターを設置しても良いのか。	こども家庭センターには子ども家庭総合支援拠点の機能も含まれていることから、施行までの間に一体的な相談支援機関を設置すれば子ども家庭総合支援拠点も設置したものと考えられるが、子ども家庭総合支援拠点については令和4年度末までに全市区町村での設置を目標としているところであり、できるだけ早期の設置をお願いしたい。
7	こども家庭センターを設置するため、予定していた子ども家庭総合支援拠点の設置は見送った方がよいのか。	こども家庭センターの設置においても拠点の機能は必要であり、かつ、母子保健との一体的な運営については、拠点の運営に係る実績等を踏まえて検討することが有効と考える。令和4年度末までに全市区町村において子ども家庭総合支援拠点が設置されることを目標としていることも踏まえ、積極的に整備を進めていただきたい。
8	こども家庭センターの職員については、専従が求められるのか。	職種や資格、配置人員については、人口規模や職員数等の地域の状況を把握しながら、今後検討していく。

9	統括支援員については新たな資格要件を設ける予定か。	資格要件等については、現行の安心こども基金での補助において、特段の資格要件を設けていないこととの整合性等を踏まえつつ、詳細については今後検討する。
10	こども家庭センターにおけるセンター長と統括支援員の配置はいずれも必須か。	現行の安心こども基金での補助において、センター長と統括支援員の兼務が可能となっていることとの整合性等を踏まえつつ、詳細については今後検討する。なお、センター長と統括支援員がどちらもいないという状況は、現時点では想定していない。
11	センター長と統括支援員の兼務はできるとされているが、同所の職員との兼務は可能か。	こども家庭センターの職員配置については、今後詳細を検討する。
12	センター長に、管理職相当級でないものを配置してもよいか。	現段階では、役職について定めることは想定していない。センター長の役割として、サポートプランの作成や支援方針の決定の役割を担うこととなるため、その役割を担える方をお願いいただくことが必要と考える。
13	母子保健所管課と児童福祉所管課が分かれている状態でこども家庭センターとしても良いのか。	こども家庭センターにおいては、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整備することが重要と考えており、部署の統一は必ずしも求めている。一体的な提供ができる体制としては、例えば以下のような要件を満たすことを想定している。 ①「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一的名称)を称し、必要な機能を有すること ②センター長(センター責任権者)を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立 ③統括支援員(母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者)を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
14	名称をこども家庭センターに変える必要があるのか。従来のものを使えないか。	こども家庭センター又はこれに類する自治体独自の統一的名称で称していただくことを想定している。
15	既に母子保健と児童福祉を一体的に運営しているが、前倒しして令和5年度からこども家庭センターとしてもよいか。	前倒しして設置いただいても差し支えない。法律上は令和6年度から施行となっているが、同様の趣旨の事業を先行して実施することについては、積極的に行っていただきたい。
16	市町村子ども家庭支援指針を改定する予定はあるのか。	市町村子ども家庭指針の改定などにより、こども家庭センターの支援内容を含む指針を発出する予定である。

17	こども家庭センターでは、地域資源の開拓を行うとのことだが、地域資源は何を想定しているか。	地域資源は児童福祉法に定める事業(一時預かりやショートステイ等)のみならず、子どもの居場所づくりや子ども食堂、地域ボランティア等を含めると想定している。
18	児童福祉と母子保健が同一場所でない場合、統括支援員をそれぞれに配置してよいか。	自治体の実情に合わせて配置していただいて差し支えない。
②サポートプランについて		
1	サポートプランの作成対象者は。	今年度、調査研究で作成するガイドライン等により、今後、具体的にお示しする予定だが、以下を想定している。 ①児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者 ②母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者
2	サポートプランを原則として本人に手交する趣旨は。	サポートプラン作成の目的は、以下を想定している。 ①行政機関による支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を決定し、これらに関係者間で共有することで、効果的な支援に確実につなげる ②支援対象者自身が、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促すこと 本人に手交するのは②の観点からであるが、本人に手交できない場合の取扱い等、詳細については今後検討する。
3	サポートプランを手交するタイミングの想定はあるか。またサポートプランは何ヶ月に一度の更新を考えているか。	母子保健の面談時に本人と一緒に作成する場合は、面談時に手交することを想定している。その後、児童福祉の観点からも作成が必要になる場合などは、当該サポートプランが更新され次第本人に手交することを想定しているが、具体の運用については今後検討する。
4	サポートプランと支援プランの違いは。	現行の子育て世代包括支援センターで作成している支援プランは、令和6年度以降、サポートプランに包含される。
5	サポートプランについて、標準的な様式について示す時期の目処は。また、様式は、児童福祉、母子保健の既存の様式が合体するイメージか。	今年度、調査研究により検討し、来年度のできるだけ早い時期にお示しする予定。 これまでの業務との継続性等の観点から、既存の様式をベースに検討をすることを想定している。

6	サポートプランの作成に関して児童福祉と母子保健で必要な情報を共有することとなるが、システム改修が発生した場合の補助金はあるか。	安心こども基金管理運営要領の別添 30「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」、又は子ども・子育て支援交付金「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」の活用が考えられるのでご検討いただきたい。
③地域子育て相談機関について		
1	地域子育て相談機関は市町村が定める「区域」ごとに整備することとされているが、その目安は示されるのか。	児童福祉法第 10 条の 3 に記載のとおり、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごと」に地域子育て相談機関の整備に努めなければならないとされているが、その目安については、今後調査研究等も踏まえお示しできるか検討する。
2	地域子育て相談機関と地域子育て支援拠点の主な違いは何か。	地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業である。 一方で、地域子育て相談機関は、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関であり、法律上こども家庭センターと連携・調整を行うこととしている。

第2部関係（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、家庭支援事業、里親支援センター、社会的養育経験者の自立支援、都道府県社会的養育推進計画）

No.	Q	A
①子育て世帯訪問支援事業について		
1	令和6年度以降の子育て世帯訪問支援事業の要件（利用者負担、支援計画の策定等）については、どのようになる予定か。	令和6年以降の要件については、基金事業の実施要綱をベースとしつつ、基金事業の実施状況や今年度実施している調査研究の結果等を踏まえ、必要な見直しを検討する予定。
2	ヤングケアラーも対象とする必要があるか。	要支援・要保護児童やそのおそれのある児童のいる家庭等、養育環境に困難を抱える家庭に対して、訪問による家庭支援を行うものであり、ヤングケアラーも含めてご検討いただきたい。
3	基金事業の留意事項に「対象となる家庭以外の家庭に提供した場合は、補助対象外」とあるが、具体的にどのような世帯を想定しているか。	本事業は、要支援・要保護児童やそのおそれのある児童のいる家庭など特に支援の必要性が高いと市町村が認める家庭を支援対象とするものであり、例えば、不適切な養育環境になるおそれがないような家庭については、事業の対象ではないという趣旨のものになる。
4	不適切な養育状態になる「おそれ」については、誰が、どう判断するのか。	地域の実情を鑑みて、各市町村においてご判断頂くことで差し支えない。
5	基金事業において、市町村の判断で利用者負担なしで実施しても、補助の対象になるか。	利用者負担額は自治体で設定いただくものであり、補助基準額の限度をこえる部分について、自治体が補うということであれば、利用者負担なしでも対象になる。
6	基金事業の支援内容の育児支援の送迎支援は必須事業か。	送迎は必須事業ではないが、地域の育児支援ニーズ等を踏まえて支援内容についてはご検討いただきたい。
7	令和6年度以降の子育て世帯訪問支援事業について、支援計画の策定は必要となるか。必要な場合、こども家庭センターのサポートプランで兼ねることは可能か。	支援計画の策定の要否及びサポートプランとの関係性については、今後検討を進めていく。
8	子育て世帯訪問支援事業について、現在、介護保険法のヘルパーや障害者総合支援法のヘルパーで家事支援をしている業者への委託を想定している。併給して構わないか。他法優先などの考え方はあるか。	どの事業が適切か自治体で判断いただいたうえで、運営や経理等を適切に区分して実施いただきたい。（同一の対象者に同一の時間帯で介護保険法等に基づく給付と本事業による補助を重複して行うことは不可。）
9	事業者の確保についてどのように考えているか。	NPO等、様々な事業者が参入できるようにしている。基金事業の実施状況などを踏まえながら、好事例の展開など含め対応を検討していきたい。

②児童育成支援拠点事業について		
1	基金事業において、開所時間8時間、開所日数年間250日（特例200日）以上となっているが、要件の緩和していく可能性や検討状況は。	現行の基金事業の実施要綱では、ご指摘の要件があるところ、多くの自治体から緩和の要望をいただいていること等も踏まえつつ、今後、児童育成支援拠点事業の円滑な施行に向け、必要な要件のあり方の検討を行っていく。
2	複数自治体による実施は可能か。	基金事業については、複数自治体による実施は可能である。補助基準額を上限に（経費を）按分していただく。
3	基金事業の内容として食事の提供が入っているが、対象経費に食糧費が見込まれていない。必要経費に含まれるか。	事業を委託した場合の、委託費の中で食糧費を計上可能。
4	基金事業の開所時間について原則12～20時の8時間程度の開所について記載がある。送迎に2時間程度要しているが、2時間を開所に含めていいか。	開所時間については居場所を活用した包括的支援を行うという目的を踏まえると、1日8時間程度の開所が必要と想定しており、送迎を開所時間に含めるかどうかはその目的をふまえたうえで慎重に検討いただきたい。
5	基金事業の開所日数について、特例200日以上の「特例」については、誰が、どう判断すればよいのか。	事業の目的を満たせるか十分に検討いただいたうえで、市町村でご判断頂くことが可能。
6	基金事業の開所日数について、200日未満での実施は可能か。	基金事業では、特例を適用した場合でも200日以上で実施いただきたい。
7	18時までを放課後児童クラブの施設で実施。その後移動して、違う拠点20時まで事業を実施することは可能か。	可能な限り同一拠点で実施することが望ましいが、基金事業について実施が困難な場合において、隣接する拠点を併用して事業を提供してもかまわない。なお、他の国庫補助事業と同一施設で実施する場合は、運営（職員配置）や経理等を適切に区分して実施をお願いしたい。
8	社会福祉法人に委託した場合、介護施設で実施した場合も問題ないか。	問題ない。
9	対象が主に学齢期以降の子どもとなっているが、地域の実情によって、中高校生を対象にすることは可能か。	主に学齢期の子どもを想定しているため中高生を対象にすることも可能。
10	専門職員配置を行う場合、支援計画の策定などは必須か。様式等はあるか。	運営要領にある児童指導専門職員を配置する場合には支援計画の策定が必要となる。計画のひな形は特段お示ししていないため、自治体の状況を鑑み作成していただきたい。
11	基金事業について、登録人数の目安はあるか。	基金事業において、登録人数の目安等は示していない。

12	子どもの居場所臨時特例事業と、放課後児童クラブや放課後デイサービス事業はどのように違うのか。	子どもの居場所臨時特例事業は、家庭の就労状況や障害の有無を問わず家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降の子を対象としている。
13	児童育成支援拠点事業は、人口規模等に応じた設置箇所の目標などが設定されるのか。	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出の考え方を令和5年度中にお示しする予定であり、各自治体の実態に応じて設定いただくことになる。
14	内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業により、沖縄県内では、基金事業のような子どもの居場所支援事業が展開されている。子ども・子育て支援事業との位置づけをどう考えるか。	令和6年度以降市町村子ども・子育て支援事業計画に見込み量や確保方を記載するのは、児童育成支援拠点事業はとなる。
③親子関係形成支援事業について		
1	基金事業において、具体的なプログラムの指定があるか。	特に具体的なプログラムの指定はない。
2	訪問での個別実施は可能か。	場所の指定はなく訪問も可能。基金事業においては、グループワークやロールプレイを実施することとしており、10名程度が集まって実施する形を原則想定しているところであるが、支援対象者の状況に応じて例外的に個別に訪問による実施を行うことは差し支えない。
④家庭支援事業について		
1	令和6年4月以降について、事業内容に変更は予定されているか。	基金事業をベースとしつつ、基金事業の実施状況や今年度実施している調査研究の結果等を踏まえ、必要な見直しを検討していく。
2	令和6年4月以降について、事業実施が必須か。事業者がなく難しい。	事業実施について法律上努力義務ではあるが、虐待発生予防の観点など重要な内容である。地域の中で実施できる団体等がないかよくご確認いただき、実施できるよう検討を進めていただきたい。
3	こども家庭センターの準備が発足してなくても事業実施に問題ないか。	発足前でも問題ない。
4	令和6年4月に向けて新設される事業の利用者負担はどのように想定しているか。 また、市町村が行う措置についての利用者負担はどのように想定しているか。 養育支援訪問事業の家事・育児支援では利用者負担を無料で実施しており、利用者負担がないからこそ利用につげられるため、措置か否かにかかわらず無料でできるようにしてほしい。	児童育成支援拠点事業は無料を想定しているが、子育て世帯訪問支援事業と、親子形成支援事業は基本的には利用者負担を一定いただくものと想定している。ただし、措置の場合は改正後の児童福祉法第51条第2号の2等により措置費として支弁されることとなるため、無料とすることを想定している。 今後、調査研究等を通じ、実際の自治体の取組における利用者負担額なども確認しながら、利用者の所得状況や支援ニーズ、利用しない者との公平性の観点なども踏まえつつ、適切な利用者負担のあり方について検討していきたい。

5	子ども・子育て支援法については、R5 の通常国会で改正される予定か。位置づけはどうか。(児福法は措置に努めなければならないという努力義務、子子法は第 59 条の行うものとするに位置づけされるのか)	子ども・子育て支援法の改正は伴わず、規則等の改正を行う予定。 創設した3事業については、子ども・子育て支援法第 59 条第 8 号にある「要保護児童等に対する支援に資する事業」として位置づける予定。
6	利用勧奨・措置について、不同意のものは想定していないという話だが、市町村が児相の 2 号指導の指導委託措置を受けて、その枠組みの中で市町村が無料で提供することを想定して大丈夫か。	市町村が行う家庭支援事業についての措置と、在宅指導措置は種類の異なる措置である。 家庭支援事業の措置については具体的な運用は検討中だが、積極的な同意が取れず意思確認が難しいケース等を想定しており、明確に拒否をしている家庭に、利用勧奨・措置を行うのは難しいと考えている。
7	基金の執行について、368 億円の配分額を各都道府県に示したとのことだが、都道府県から今年度中に市町村が補正をして実施するかなど何らかの通知がくるか。 都道府県の財源がなければ活用できなくなるので、パックアップをお願いしたい。	都道府県から必要な情報が届くものと認識承知している。 10 月上旬に都道府県向けに第 3 回交付決定に向けた受入額の調整結果を通知するとともに、積極的な活用を重ねてお願いした。今後も繰り返しおねがいしていきたい。
8	基金事業は新規事業に限るのか。既存の補助事業を基金事業化することは可能か。	新規事業に限らず、事業内容が一致すれば、既存事業を基金事業とすることが可能。
⑤里親支援センターについて		
1	R6.4 以降、里親支援センターが県内にない場合は、都道府県に里親支援事業を行う義務があり、委託した場合は引き続き児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金の対象になるという考えでよいか。	改正後の児童福祉法第 50 条第 7 号に基づき、令和 6 年 4 月以降は、都道府県が里親支援事業を里親支援センターに委託して実施する場合には、その費用については義務的経費となり、都道府県の支弁と国の負担の対象となる。 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業の取扱いも含め、里親支援センターではない者に委託して実施する場合の費用の在り方については今後の検討課題と考えている。

2	<p>里親支援センターを許可し、同センターが県内の里親支援事業を全体的に実施する場合、都道府県の里親支援事業の義務はなくなるか。それとも、都道府県も里親支援センターも両方が里親支援事業をやると言うことになるか。</p> <p>後者の場合だと、事業内容が重なることもありうると思うが、それで問題ないか。</p>	<p>都道府県には法第11条第1項第2号トに基づき、里親支援事業を行う義務があり、県全体として、里親支援事業をどのような体制で行うかを御検討頂く必要があると考えている。</p> <p>里親支援センターが里親支援事業を実施する場合は、都道府県が実施義務を負っている里親支援事業を同センターに委託する形になると考えられ、都道府県の里親支援事業の実施義務は満たされるものと考えられる。</p> <p>仮に、同センターが都道府県の業務である里親支援事業を全体的に実施した上で、当該センターの業務とは別に都道府県が自ら里親支援事業の一部を実施する場合には、事業内容が重なることも考えられるが、義務的経費の対象となるのは里親支援センターが実施する里親支援事業となる。これらの点に関する整理は施行までに調査研究等も踏まえて明示する。</p>
3	<p>里親支援センターを許可し、同センターが里親支援事業の一部を行う場合、センターが実施しない事業は都道府県が行うことになるか。それとも、里親支援センターは里親支援事業を全体的に実施するという条件で許可することになるか。</p>	<p>里親支援センターは里親支援事業を行う施設となっているが、その基準については、業務内容も含め、今年度調査研究事業も実施しながらできる限り速やかにお示しできるよう検討を進める。</p> <p>里親支援事業は都道府県の業務となっているため、センターによって行われていない里親支援事業は都道府県が行う必要がある。</p>
4	<p>(里親支援センターが県内の里親支援事業を全体的に実施する場合を前提とした質問)</p> <p>「里親支援センターが里親支援事業を実施する場合は、都道府県が実施義務を負っている里親支援事業を同センターに委託する形になる」と回答いただいたが、里親支援センターには措置費を支払うので、原則として委託費を支払うことはないものと考えていたが、措置費も委託費も両方払う場合があり得るということか。</p> <p>それとも、あくまで里親支援事業は県の業務であることから、ここでいう「委託」というのは、委託費を払うという意味ではなく、「覚書等で里親支援センターが行う業務の範囲を明確にしておく」というような趣旨か。</p>	<p>運用の詳細については今後示していきたいが、里親支援センターが里親支援事業を実施する場合の費用は義務的経費として支弁することになる。措置費及び委託費の両方が支払われるものではない。</p> <p>また、里親支援業務は従前のおり都道府県の業務であるため、民間フォスターリング機関へ委託する場合と同様、里親支援センターを通じて里親支援事業を行う場合も、実施主体である都道府県に責任を負っていただく必要があると考えている。</p> <p>具体的な運用については、調査研究事業も踏まえ、今後整理・お示しする。</p>

5	<p>里親支援事業は県の業務であることから、里親支援センターを許可したとしても、同センターが独自に、自由に事務を行うという形ではなく、県がしっかり関与、指示しながら里親支援事業を遂行させるというイメージか。</p>	<p>お見込みのとおり、現行、里親支援事業を民間フォスタリング機関へ委託する場合と同様、里親支援センターを通じて里親支援事業を行う場合も、実施主体である責任は都道府県に責任を負っていただく必要があると考えている。</p> <p>具体的な運用については、調査研究事業も踏まえ、今後整理・示していきたい。</p>
⑥妊産婦等生活援助事業について		
1	<p>産前・産後母子支援事業等の既存事業の取扱いは法施行後どうなるのか。</p>	<p>妊産婦等生活援助事業の具体的な内容等については、産前・産後母子支援事業等の既存事業で行われていた取組の状況も踏まえて施行までの間に検討することとしており、既存事業の今後の在り方についても併せて検討を進めていく。</p>
⑦社会的養育経験者の自立支援について		
1	<p>児童自立生活援助事業は第二種社会福祉事業に該当し、民間が実施する場合は都道府県に届出が必要になると思うが、今回、児童養護施設や里親宅でも児童自立生活援助事業が出来るようになり、幅が広がるという説明があったが、その場合にも届出が必要という理解で良いか。</p>	<p>民間の事業者が児童自立生活援助事業を実施する場合には、ご指摘のとおり届出が必要であると考えている。</p> <p>今般の改正では、年齢要件や実施場所等の柔軟化を図ったところだが、職員配置等を含めたその具体的な在り方については、ご指摘も踏まえ、今年度調査研究事業も行いながらできる限り速やかにお示しできるような検討を進める。</p>
2	<p>今後、児童自立生活援助事業の活用により、入所中の施設において、継続した支援が可能となるが、社会的養護自立支援事業は法施行後どうなるのか。</p>	<p>児童自立生活援助事業の具体的な内容等については、社会的養護自立支援事業で行われていた取組の状況も踏まえて施行までの間に検討することとしており、社会的養護自立支援事業の今後の在り方についても併せて検討を進めていく。</p>
3	<p>社会的養護自立支援拠点事業について、「相互交流の場」を提供することとなっているが、要件・定義はどうなるのか。</p> <p>社会的養護自立支援事業の生活相談事業として、既に相談窓口が開設されているが、その共有スペースを活用することで相互交流可と位置付けることが可能か。</p>	<p>社会的養護自立支援拠点事業における「相互交流の場」の要件・定義を含めた具体的な基準等については、調査研究事業も踏まえ、今後整理・お示しさせていただく。</p>

⑧都道府県社会的養育推進計画について		
1	計画策定要領については、全体的な見直しが行われる予定か。	<p>計画策定要領については、今年度実施する調査研究を踏まえ見直しを行うこととしている。</p> <p>今年度の調査研究において、具体的には、昨年度の社会的養育専門委員会のとりまとめについて</p> <p>①資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る</p> <p>②里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う</p> <p>③整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく</p> <p>等とされたこと、また、新たに創設された事業など改正児童福祉法の内容を踏まえ、現在の計画の策定状況や有識者、自治体担当者等の御意見等を斟酌しつつ、見直しの方向性を調査研究することを予定している。</p> <p>令和7年度から見直し後の策定要領に基づく計画へ移行することを予定しているところ、都道府県等が計画策定のための期間を十分にとれるよう、できる限り速やかにお示しできるよう検討を進める。</p>
2	里親等委託については、令和6年度末まで集中取組期間となっていますが、計画の見直し後の取扱いはどうなるのか。	<p>令和7年度以降の取扱いについては、現在の都道府県等の取組状況も踏まえ、今後検討する。</p>